

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
31	1111 医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合 515 単位
31	1113 医師居宅療養管理指導Ⅱ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位
31	1115 医師居宅療養管理指導Ⅲ			(三)(一)及び(二)以外の場合 446 単位
31	1112 医師居宅療養管理指導ⅡⅠ			(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)
31	1114 医師居宅療養管理指導ⅡⅡ			(一)単一建物居住者が1人の場合 299 単位
31	1116 医師居宅療養管理指導ⅡⅢ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 287 単位
31	2111 歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	260 単位
31	2112 歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	517 単位
31	2113 歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(一)及び(二)以外の場合	487 単位
31	1221 薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)医療機関の 薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合 566 単位
31	1222 薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1251 薬剤師居宅療養Ⅱ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 417 単位
31	1252 薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1244 薬剤師居宅療養Ⅲ			(三)(一)及び(二)以外の場合 380 単位
31	1245 薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1223 薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬剤 師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 518 単位
31	1224 薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬			がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)
31	1255 薬剤師居宅療養ⅡⅡ			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1256 薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 379 単位
31	1225 薬剤師居宅療養ⅡⅢ			がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月8回限度)
31	1226 薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1253 薬剤師居宅療養ⅡⅣ			(三)(一)及び(二)以外の場合 379 単位
31	1254 薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1246 薬剤師居宅療養ⅡⅤ			(三)(一)及び(二)以外の場合 342 単位
31	1247 薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1248 薬剤師居宅療養ⅡⅥ			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1249 薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1257 薬剤師居宅療養ⅡⅦ			(四)情報通信機器を用いて行う 在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度)
31	1258 薬剤師居宅療養ⅡⅧ			注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)
31	1131 管理栄養士居宅療養Ⅰ		(1)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所の管理栄 養士が行っ た場合	(一)単一建物居住者が1人の場合 545 単位
31	1132 管理栄養士居宅療養Ⅱ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位
31	1133 管理栄養士居宅療養Ⅲ			(三)(一)及び(二)以外の場合 444 単位
31	1151 管理栄養士居宅療養Ⅳ			計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合(月4回限度)
31	1152 管理栄養士居宅療養Ⅴ			(一)単一建物居住者が1人の場合 545 単位
31	1153 管理栄養士居宅療養Ⅵ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位
31	1134 管理栄養士居宅療養ⅡⅠ			(三)(一)及び(二)以外の場合 444 単位
31	1135 管理栄養士居宅療養ⅡⅡ		(2)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所以外の管 理栄養士が 行った場合	下記以外の場合 (月2回限度)
31	1136 管理栄養士居宅療養ⅡⅢ			(一)単一建物居住者が1人の場合 525 単位
31	1154 管理栄養士居宅療養ⅡⅣ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 467 単位
31	1155 管理栄養士居宅療養ⅡⅤ			(三)(一)及び(二)以外の場合 424 単位
31	1156 管理栄養士居宅療養ⅡⅥ			計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合(月4回限度)
31	1241 歯科衛生士等居宅療養Ⅰ			(一)単一建物居住者が1人の場合 362 単位
31	1243 歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合	(1)単一建物居住者が1人の場合	326 単位
31	1250 歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位
31	1281 歯科衛生士等居宅療養Ⅳ			(3)(一)及び(二)以外の場合 295 単位
31	1282 歯科衛生士等居宅療養Ⅴ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	(1)単一建物居住者が1人の場合 362 単位
31	1283 歯科衛生士等居宅療養Ⅵ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位
31	8000 特別地域居宅療養居宅管理指導加算			(3)(一)及び(二)以外の場合 295 単位
31	8100 居宅療養小規模事業所加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15%	加算
31	8110 居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%	加算
31	8121 薬剤師医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)	250 単位加算	250
31	8122 薬剤師在宅中心静脈栄養療法加算	在宅中心静脈栄養療法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)	150 単位加算	150

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
34	1111 予防医師居宅療養ⅠⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	1回につき
34	1113 予防医師居宅療養ⅠⅡ		(一)単一建物居住者が1人の場合 515 単位	
34	1115 予防医師居宅療養ⅠⅢ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位	
34	1112 予防医師居宅療養ⅡⅠ		(三)(一)及び(二)以外の場合 446 単位	
34	1114 予防医師居宅療養ⅡⅡ		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算 定する場合)	
34	1116 予防医師居宅療養ⅡⅢ		(一)単一建物居住者が1人の場合 299 単位	
34	2111 予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 287 単位	
34	2112 予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(三)(一)及び(二)以外の場合 260 単位	
34	2113 予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(1)単一建物居住者が1人の場合 517 単位	
34	1221 予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	
34	1222 予防薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬		(一)単一建物居住者が1人の場合 566 単位	
34	1251 予防薬剤師居宅療養ⅠⅡ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 417 単位	
34	1252 予防薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬		(三)(一)及び(二)以外の場合 380 単位	
34	1271 予防薬剤師居宅療養ⅠⅢ		(2)薬局の薬剤師の場合	
34	1272 予防薬剤師居宅療養ⅠⅢ・特薬		(一)単一建物居住者が1人の場合 518 単位	
34	1223 予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 379 単位	
34	1224 予防薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬		(三)(一)及び(二)以外の場合 342 単位	
34	1255 予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ		(四)情報通信機器を用いて行う 場合 46 単位	
34	1256 予防薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬		(一)単一建物居住者が1人の場合 545 単位	
34	1225 予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位	
34	1226 予防薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬		(三)(一)及び(二)以外の場合 444 単位	
34	1253 予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ		(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	
34	1254 予防薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬		計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合(月4回限度)	
34	1273 予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ		(一)単一建物居住者が1人の場合 525 単位	
34	1274 予防薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 467 単位	
34	1275 予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ		(三)(一)及び(二)以外の場合 424 単位	
34	1276 予防薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬		(1)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	
34	1257 予防薬剤師居宅療養ⅡⅦ		計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合(月4回限度)	
34	1258 予防薬剤師居宅療養ⅡⅧ		(一)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	
34	1131 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅠ	ニ 管理栄養士が行う場合	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	
34	1132 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅡ		(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位	
34	1133 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅢ		(1)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	
34	1151 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅣ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	
34	1152 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅤ		(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位	
34	1153 予防管理栄養士居宅療養ⅠⅥ		(1)単一建物居住者が1人の場合 525 単位	
34	1134 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅠ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 467 単位	
34	1135 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅡ		(三)(一)及び(二)以外の場合 424 単位	
34	1136 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅢ		(1)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	
34	1154 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅣ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	
34	1155 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅤ	ホ 歯科衛生士等が行う場合	(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位	
34	1156 予防管理栄養士居宅療養ⅡⅥ		(1)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位	
34	1243 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		(1)単一建物居住者が1人の場合 362 単位	
34	1281 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅳ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 326 単位	
34	1282 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅴ	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	(3)(1)及び(2)以外の場合 295 単位	
34	1283 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅵ		中山間地域等における小規模事業所加算	
34	8000 予防特別地域居宅療養管理指導加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
34	8100 予防居宅療養小規模事業所加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	
34	8110 予防居宅療養中山間地域等提供加算		在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	
34	8121 予防医療用麻薬持続注射療法加算		250 単位加算	250
34	8122 予防在宅中心静脈栄養法加算		150 単位加算	150